○名寄市立大学健康サポートセンター規程

平成 18 年 7 月 5 日
改正　平成 20 年 3 月 17 日
改正　平成 22 年 2 月 3 日
改正　平成 28 年 3 月 3 日
改正　平成 29 年 2 月 1 日
改正　平成 30 年 6 月 6 日
改正　平成 31 年 3 月 18 日
改正　令和 2 年 8 月 5 日
改正　令和 5 年 4 月 1 日

（趣　旨）

第１条　この規程は、名寄市立大学に名寄市立大学健康サポートセンター（以下「センター」という。）を置き、センターの組織、運営等に関する事項について定める。

（目　的）

第２条　センターは、名寄市立大学（以下「本学」という。）の学生及び教職員の保健管理に関する業務を行うことを目的とする。

（事　業）

第３条　センターは前条の目的を遂行するために､保健管理事業及び健康相談事業を行う。

（業　務）

第４条　保健管理事業及び健康相談事業として次の業務を行う。

（１）保健管理業務

ア　保健管理に関する実施計画の企画・立案

イ　定期及び臨時の健康診断の実施（委託を含む）ならびにその事後措置

ウ　学内の環境衛生及び感染症の予防についての指導

エ　保健管理に関する調査研究

オ　応急処置

カ　その他、健康の保持・増進に必要な専門的業務

（２）健康相談業務

ア　健康に関する相談

イ　精神保健に関する相談

（運営委員会）

第５条　センターの運営に関する具体的事項を審議するために、名寄市立大学健康サポートセンター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。運営委員会に関する規程は別に定める。

（学生支援会議）

第６条　センターは、学生が心身の健康状態によって、学修の継続が困難であり、学内外の様々な支援が必要と判断した場合は、学内外の関係者を招集し、支援のための方策について検討することができる。

（職　員）

第７条　センターにセンター長、医師、副センター長、相談員、看護師その他必要な職員を置く。

（センター長および医師）

第８条　センター長は、本学専任教員のうち医師資格を有するものから運営委員会の議を経て学長が委嘱する。

２　センター長は、センターの業務を掌理する。

３　センター長は必要に応じ、学生委員会に出席することができる。

４　センター長の任期は２年とし、再任を妨げない。

５　センターはセンター長を管理者とする診療所とする。

６　センター長は第４条各号の業務に従事するほか、自ら・看護師・相談員の判断により、速やかに相談者への診察・助言を行い、学生及び教職員の健康管理に寄与する。

（副センター長）

第９条　センターに副センター長を置くことができる。

２　副センター長は、本学専任教員の中からセンター長が指名する。

３　副センター長の任期は２年とし、再任を妨げない。

４　副センター長は第４条第２号イの業務に従事するほか、支援を要する学生の援助について、学科や他部局・センター等との連絡調整を行い、学生及び教職員の健康管理に寄与する。

５　副センター長はセンター長と協議の上、必要に応じて学生支援会議を招集することができる。

（相談員）

第 10 条　センターに相談員を置く。

２　相談員は社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師、臨床心理士及びこれに準ずる資格を有するものとする。

３　相談員は第４条第１号ア、イ、エ、カ及び同条第２号イの業務に従事するほか、自ら・医師・看護師の判断により、速やかに相談者への面談・助言を行い、学生及び教職員の健康管理に寄与する。

（看護師）

第 11 条　センターに看護師を置く。

２　看護師は第４条各号の業務に従事するほか、自ら・医師・相談員の判断により、速やかに相談者への看護・助言を行い、学生及び教職員の健康管理に寄与する。

（分　室）

第 12 条　必要に応じ、センターに分室を置く。

（改　廃）

第 13 条　この規程の改廃は、運営委員会の議を経て、教授会が決定する。

附　則

この規程は、平成 18 年４月１日から施行する。

附　則（平成 20 年３月 17 日改正）

この規程は、平成 20 年４月１日から施行する。

附　則（平成 22 年２月３日改正）

この規程は、平成 22 年４月１日から施行する。

附　則（平成 28 年３月３日改正）

この規程は、平成 28 年４月１日から施行する。

附　則（平成 28 年３月３日改正）

この規程は、平成 29 年４月１日から施行する。

附　則（平成 30 年 6 月 6 日）

この規程は、公布の日から施行し、平成 30 年４月１日から適用する。

附　則（平成 31 年 3 月 18 日）

この規程は、平成 31 年４月１日から適用する。

附　則（令和２年８月５日）

この規程は、令和２年９月１日から適用する。

附　則（令和５年３月 16 日）

この規程は、令和５年４月１日から適用する。